**機械設備工事　特記仕様書（空気調和設備工事）**

神戸市建築技術管理委員会　令和６年７月改訂

1. 工事種目

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○ | 空気調和機器設備 | ○ | ダクト設備 | ○ | 冷温水配管設備 | ○ | 冷却水配管設備 | ○ | 冷媒配管設備 |
| ○ | 蒸気配管設備 | ○ | 油配管設備 | ○ | 換気設備 | ○ | 排煙設備 | ○ | 自動制御設備 |
| ○ | 給排水配管設備 | ○ | 電気設備 | ○ |  | ○ |  | ○ |  |

1. 工事範囲
2. 使用材料

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | | | | 管　種 | 継　手 | 備　考 |
| ○ | 冷温水管 | |  |  |  |  |
| ○ | 冷却水管 | |  |  |  |  |
| ○ | 給水管 | |  |  |  |  |
| ○ | 排水管  （ドレン管を含む） | |  |  |  |  |
| ○ | 蒸気管 | |  |  |  |  |
| ○ | 油管 | |  |  |  |  |
| ○ | 通気管 | |  |  |  |  |
| ○ | 膨張管 | |  |  |  |  |
| ○ | 空気管 | |  |  |  |  |
| ○ | 冷媒管 | |  |  |  |  |
| ○ |  | |  |  |  |  |
| ○ |  | 弁 | （50A以下） |  |  | JIS 5K |
| ○ |  | 弁 | 〃 |  |  | JIS 10K |
| ○ |  | 弁 | （65A以上） |  |  | JIS 5K |
| ○ |  | 弁 | 〃 |  |  | JIS 10K |
| ○ |  | |  |  |  |  |
| ○ | ダクト | |  |  |  |  |
| ○ |  | |  |  |  |  |
| ○ |  | |  |  |  |  |

1. 空気調和機器設備
2. ボイラー

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

煤煙濃度計 ○　要（※ファン付　○ファン無） ○　不要

1. 温水発生機

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

1. 冷凍機

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

1. 冷却塔

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

1. 空気調和機

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

騒音許容レベル ※　標準仕様書による。表3.1.7を超える場合は、図示による。

1. ファンコイルユニット

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

1. パッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

リモートコントローラー ※　別途機器表による ○　標準仕様書

1. 全熱交換機

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

1. 送風機

仕様 ※　標準仕様書 ○　製造者標準

1. 冷媒

冷凍機・パッケージ形空気調和機等に使用する冷媒は、

※新冷媒　　　　　　○（　　　　　　　　）　　とする。

1. 自動巻取形エアフィルター

空気調和機・送風機等が運転している時のみにタイマーが作動するようにインターロックをとること。

1. 機器附属の制御及び操作盤

下記によるほか標準仕様書各編の規定による。

1. 盤外への必要な動作用接点及び端子を設ける。
2. 冷凍機・冷温水発生機・パッケージ形空気調和機等の付属盤には、関連機器との必要な接点及び端子を設ける。
3. 主要機器には各種接地工事に必要な配線を行い、外部接続端子を設けておく。
4. 電気工事
5. 機器の供給電源（接続共） ※　別途工事（ ） ○　本工事　　　○工事区分表による
6. 機器の二次側電気工事　 ※　本工事　　　　　○別途工事（ ）　　　○工事区分表による
7. 二次側配線 ※　エコケーブル ○　（ ）
8. 煙道

ア．材質・板厚 ※　鋼板（※3.2mm以上　○4.5mm以上）　○　ステンレス鋼板（　　mm以上）

イ．伸縮継手 ※　直管部10ｍ当り1個所、2台以上の機器を同一煙道で接続する場合は機器間に

取り付ける。

○（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

ウ．掃除口　　　　　　　　 　　 ※　設置する　　　　　　○（　　　　　　　　　　　）

1. 配管設備
2. 保温
3. 冷媒配管の保温 ※　製造者標準

○　標準仕様書（結露のおそれがある箇所の断熱厚さは他の温湿度条件と同じ、

液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。）

1. 冷媒配管の保温外装
2. 屋内露出部 ※　標準仕様書（※A　　○　） ○　保温化粧ケース ○　図示
3. 屋外露出部 ※　標準仕様書（※E3　 ○　） ○　保温化粧ケース ○　図示

（標準仕様書表2.3.3による）

1. 保温化粧ケースの材質 ○　樹脂製 ○　溶融亜鉛めっき鋼板製 ○　ステンレス鋼板製
2. 空調機用トラップ

○ 配管トラップ ○ ドラムトラップ ○ メカニカルトラップ ○ （　　　　　　　　）

1. ダクト設備
2. ダクト
3. 矩形ダクトの工法 ○　共板フランジ工法（長辺1,500mm以下） ○　アングルフランジ工法
4. 矩形ダクトの区分 ○　低圧ダクト ○　高圧１，２ダクト（図示部）
5. ダクト内圧の確認 施工図作成時に、空調及び換気ダクトの内圧が±500Paを超える範囲を確認すること。
6. 器具接続部 ○アルミフレキシブルダクトＷタイプ（L=500mm以下） ○断熱フレキ
7. 厨房用排気ダクト 板厚　※　火災予防条例の運用基準第９条の２ ○　（　　　　　　　　　　　　）

工法　※　アングルフランジ工法 　○　（　　　　　　　　　　　　）

1. 振れ止め支持　　　横走りダクトは、12m以下ごとに、標準図　施工17　ダクトの吊り金物・形鋼振れ止め支持

要領による振れ止め支持を行うこと。また端部に振れ止め支持を行う。

1. 保温
2. 矩形ダクトの保温種別は次による。スパイラルダクトも矩形ダクトに準ずる。

* 一般居室・廊下 ※　J1 ○　J2
* 暗渠内（ピット内含む） 〇　K1 ○　K2 ○　K3
* 厨房用排気ダクト　 〇　I ○　J1 ○　J2

1. 次のダクトには、保温を施工すること。

〇　OAダクト 〇　EAダクト（外壁から1m以内） 〇　（　　　　　　　　）

〇　RAダクト 〇　暗渠内（ピット内含む） 〇　厨房用排気ダクト

1. 消音内貼
2. 施工箇所は図示による。
3. 消音内貼部分の外部保温 ※　不要 ○　要
4. チャンバーの寸法は外形寸法、ダクト及び消音エルボは内形寸法とする。
5. フランジ用パッキン及びキャンバス継手

材質 ※　ノンアスベスト

1. 既設ダクト撤去方法について

※　石綿が含有しているフランジ用パッキン等は、フランジ部を取外さない工法で行う。

○　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

1. 換気設備
2. 排気フード
3. 工事区分　　　　　　　　　○本工事　 　　　○別途工事（ ）
4. 材質　　　　　　　　　　　※標準仕様書　　　　　○亜鉛鉄板
5. フード囲い　　　　　　　　※標準仕様書　　　　　○亜鉛鉄板
6. グリス除去装置　　　　　　※グリスフィルター 　 ○グリスエクストラクター
7. グリスフィルターの予備 ※要（100％）　　　　 ○不要
8. 排煙設備
9. 排煙口
10. 作動　　　　　　　　　※手動（電気式） 　　　　　○手動及び煙感知器連動
11. 復帰装置　　　　　　　※遠隔復帰式（電気式）　　　○手動復帰式
12. 排煙口と手動開放装置間の渡り配線　　　　　　　　※本工事　　　○別途工事
13. ダクト
14. 矩形ダクトの工法 ※アングルフランジ工法
15. 矩形ダクトの区分 ※高圧１,２ダクト
16. 矩形ダクトの継目 ※ピッツバーグはぜ
17. その他

日本建築学会　「建築物の煙制御計画指針」による。

1. 自動制御設備
2. 一般事項

中央監視制御装置が別途工事の場合は、防災連動停止などの機器作動の整合性やデータ伝送方式の整合性を図ること。

1. 共通適用項目
2. ファン軸受注油口

機外（あるいは寄り付きが容易な個所）より潤滑油の補充ができる構造とする。

1. 特記事項